

白岡市生涯学習センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(施設) 第2条 センターは、次に掲げる施設によって構成する。 (1) 白岡市立図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき設置する<u>図書館</u>。以下「図書館」という。） (2) 白岡市立歴史資料館（博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定に基づき設置する<u>博物館</u>。以下「資料館」という。） (3) 略 (利用の許可) 第7条 <u>生涯学習施設及びこれに附属する設備</u>を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る<u>生涯学習施設及びこれに附属する設備</u>の利用について条件を付することができる。 <u>(指定管理者による管理)</u> 第17条 教育委員会は、センターの設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、<u>法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理に関する業務を行わせることができる。</u> <u>(指定管理者が行う業務)</u> 第18条 <u>指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次のとおりとする。</u> (1) <u>センターの施設及びこれに附属する設備の利用に関する業務</u> (2) <u>センターの施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務</u> 2 <u>指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合</u>	(施設) 第2条 センターは、次に掲げる施設によって構成する。 (1) 白岡市立図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき設置する<u>図書館</u>）（以下「図書館」という。） (2) 白岡市立歴史資料館及びギャラリー（以下「資料館」という。） (3) 略 (利用の許可) 第7条 <u>センター（図書館及び資料館を除く。）</u>を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る<u>センター</u>の利用について条件を付することができる。

における第5条から第7条まで、第9条、第10条及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「市」とあるのは「市又は指定管理者」とする。

(指定管理の指定の申請)

第19条 第17条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に、センターの管理運営に関する事業計画書その他教育委員会が必要と認める書面を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(指定管理者の指定基準)

第20条 教育委員会は、指定管理者を指定するときは、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) センターの管理を適正に実施できる見込みがあること。
- (2) センターの利用者の平等な利用が確保されること。
- (3) センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いが確保できること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会がセンターの性質又は目的に応じて別に定める基準

(指定管理者の指定等)

第21条 教育委員会は、第19条の規定による指定管理者の指定の申請があったときは、前条各号に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

2 教育委員会は、指定管理者の指定を行ったときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第22条 教育委員会は、次に掲げる事項について指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 管理基準に関する事項
- (2) 管理業務の実施に関し必要な事項

(3) 管理業務の事業報告に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理
の適正を期するため必要な事項
(事業報告書の作成及び提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に
、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し
、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況に関する事項

(2) 利用状況に関する事項

(3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必
要と認める事項
(指定の取消し等)

第24条 教育委員会は、指定管理者がセンターの
管理の適正を期するための指示に従わないとき、
その他指定管理者の責めに帰すべき理由により当
該指定管理者による管理を継続することが困難で
あると認めるときは、その指定を取り消し、又は
期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止
を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を
定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じ
た場合において、指定管理者が損失を受けること
があっても、市はその補償の責めを負わない。

3 第21条第2項の規定は、指定管理者の指定の
取消し又は管理業務の停止について準用する。

4 前条の規定は、指定管理者の指定を取り消した
場合について準用する。この場合において、「毎
年度終了後2月以内に」とあるのは、「その指定
を取り消された日から起算して30日以内に」と
読み替えるものとする。

(指定管理者による施設の現状変更)

第25条 指定管理者は、センターの施設の改修、
増設等の現状変更を行おうとするときは、あらか
じめ教育委員会の承認を得なければならない。

(指定管理者の原状回復義務)

第26条 指定管理者は、その指定の期間が満了し
たとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を
定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜ
られたときは、その管理しなくなった施設又は設

備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者の損害賠償義務)

第27条 指定管理者は、その責めに帰すべき理由により、センターの施設（設備及び物品を含む。）を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の決定)

第28条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、指定管理者が別表に定める使用料の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を得なければならない。

(利用料金の納付等)

第29条 利用者は、第14条の規定にかかわらず、第17条の規定により、センターの管理を指定管理者が行う場合は、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 第15条の規定は、利用料金の減額又は免除について準用する。この場合において、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

3 第16条の規定は、利用料金の還付について準用する。この場合において「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第30条 略

(委任)

第17条 略